

鹿 児 島 県 公 報

平成29年10月3日（火）第3354号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則（※）
（人事課取扱い） 1

告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課取扱い） 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の変更事項の届出（障害福祉課取扱い） 2
○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（水産振興課取扱い） 2
○道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービスの事業の廃止（大島支庁取扱い） 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービス事業者の指定（大島支庁取扱い） 3

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告
（商工政策課取扱い） 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 4

規 則

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月3日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第47号

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則
給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則（平成18年鹿児島県規則第67号）の
一部を次のように改正する。

附則第12項中「職員」の次に「（給与条例第8条の2第1項の規定により給料の特別調整額の支給を受ける職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第983号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成29年10月3日

鹿児島県知事 三反園訓

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
宇都 正	社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院	薩摩川内市原田町2番46号	内科	平成29年9月22日
摺木 伸隆	社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院	薩摩川内市原田町2番46号	小児科	平成29年9月22日
久保 文克	川内市医師会立市民病院	薩摩川内市永利町西平4107番7	脳神経外科	平成29年9月22日
末永 匡代	公益財団法人慈愛会奄美病院	奄美市名瀬浜里町170番地	内科	平成29年9月22日
知念 崇	瀬戸内町へき地診療所	大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西13番地2	内科	平成29年9月22日

鹿児島県告示第984号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成29年10月3日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
とまと薬局串木野店 いちき串木野市元町153番	名称	とまと薬局	とまと薬局串木野店	育成医療・更生医療
	所在地	いちき串木野市春日町55番地	いちき串木野市元町153番	

鹿児島県告示第985号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年10月3日から同月17日まで笠沙町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年10月3日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名
南さつま市笠沙町片浦743番地 上村一郎
南さつま市笠沙町片浦757番地 坂元治
南さつま市笠沙町片浦6773番地3 宮下清和
- 2 加入区
笠沙加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
笠沙町漁業協同組合

鹿児島県告示第986号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年10月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年10月3日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	奄美市名瀬大字浦上字緑1095番1地先から同市名瀬大字浦上字タンカマ1091番2地先まで	前後	24.3～33.0 20.2～23.8	38.5 38.5

大隅地域振興局告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年10月3日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
オアシス	鹿屋市永野田町708番地2	合同会社 L e f l e t	鹿屋市札元一丁目22番35号	篠原 大志	平成29年8月1日	就労継続支援B型
一縁	鹿屋市札元二丁目3708番地	株式会社 f a m i l y t i e s	鹿屋市田淵町1033番地2	泉 大輔	平成29年8月14日	就労継続支援B型

大島支庁告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成29年10月3日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
伊仙町社会福祉協議会同行援護事業所	大島郡伊仙町大字伊仙2293番地1	社会福祉法人伊仙町社会福祉協議会	大島郡伊仙町大字伊仙2293番地1	幸多 実	平成29年9月30日	同行援護

大島支庁告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年10月3日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ライフサポート結和	大島郡伊仙町大字面縄2025番地1	南和株式会社	大島郡伊仙町大字面縄2025番地1	富本 美継	平成29年10月1日	居宅介護・重度訪問介護

わんわん障害福祉ネット	奄美市名瀬永田町4番15号	有限会社わんわんネット	奄美市名瀬永田町4番15号	中里 浩然	平成29年10月1日	同行援護
伊仙町社会福祉協議会障害者居宅介護事業所	大島郡伊仙町大字伊仙2293番地1	社会福祉法人伊仙町社会福祉協議会	大島郡伊仙町大字伊仙2293番地1	幸多 実	平成29年10月1日	同行援護

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により曾於市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年10月3日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成29年10月3日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）Aコープ末吉店
曾於市末吉町本町一丁目6番地1
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成29年4月7日
- 3 意見の概要
特になし。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第110号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年10月3日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR不二子2H1BZ1	株式会社平和	7P0976
ぱちんこ遊技機	CRフィーバーLADY GAG A R	株式会社三共	7P1119
ぱちんこ遊技機	CRクイーンズブレイド美闘士カ ーニバルWXB	株式会社高尾	7P1113
回胴式遊技機	南国物語Type-A/F1	株式会社オリンピア	7S1020